

アザリー飯田トップチーム会員規約

第1章 総則

第1条（名称及び所在）

当チームの正式名称は、「アザリー飯田フットボールクラブトップ」（以下アザリートップとする）といい、一般社団法人アザリー飯田フットボールクラブ（以下アザリー飯田とする）の下部組織団体とし、主たる事務所を飯田市に置く。

第2条（目的）

アザリートップは、JFL参入を目指すと共に地域のサッカー及び社会体育の活性化の為に尽力します。そして、これからの地域の将来を担う社会人として責任を持った行動と選手同士の親睦や相互理解を深め、情熱を持ったサッカーへの取り組みで技術の向上を目指すと共に健全な心身の鍛錬を図る。また育成を柱とするクラブの最上位として、地域のサッカーの普及に貢献することを目的とする。

第2章 会員

第3条（構成）

アザリートップは以下の選手で構成される。16歳以上の心身共にサッカーを行うことに適した者で構成される。

第4条（選手のモラル）

アザリートップに所属する選手はアザリー飯田が定める規約を遵守する。なお、守らない場合は退会・除名等を含めた処分とする。

第5条（入会手続き）

アザリートップに入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載の上、アザリー飯田事務局に提出するものとする。アザリー飯田が提出された入会申込書の内容を審査し、入会を承認したときにアザリートップの会員となるものとする。

第6条（退会）

退会する場合は退会届をアザリー飯田事務局へ書面にて提出することとする。（退会届はクラブ所定の書式のものを使用する）また、途中退会はクラブ会費の返却はしないものとする。

第7条（チーム編成）

会員はアザリートップが設定するカテゴリーに所属するものとする。

第8条（義務）

会員は試合での審判等のチーム運営が円滑に行われること、ルールの知識及び技術の向上、審判へのリスペクトを目的とする日本サッカー協会が定める4級審判員資格を保有することとする。原則として4級資格者のみ入会可能とするが、取得してない場合は直近の講習を受け即座に取得することを条件とし、取得するまで公式戦出場できないものとする。また4級審判資格を更新しなかった場合は、再取得するまで公式戦に出場できないものとする。

会員は育成を柱とするクラブの運営（トップチーム行事、キッズプロジェクト・育成カテゴリー派遣等）に協力することを義務付ける。

第9条（練習日等の変更）

天候、会場やアザリートップの都合等により、練習が困難になった場合、アザリートップは代替日を設定して練習を補完できる。この場合、練習会場、開催曜日、開催時間を変更して開催することができる。しかし、天候、会場やアザリートップの都合等により中止となる場合もあるものとする。その場合のクラブ費の返却はしないものとする。ただし、感染症や災害等でチーム活動が困難な場合はこれとしない。

第10条（除名等）

アザリー飯田は、アザリートップの会員が次の各号に1つでも該当する場合、会員から除名する等の処分を行うことができる。除名された場合はクラブ会費の返却はしないものとする。

- a. クラブ会費の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合
- b. アザリートップの会員規約を守らない場合
- c. 社会人としてのモラルを著しく逸脱した場合
- d. クラブ、チーム、フロント、監督、スタッフ等への批判的な言動や行動が著しい場合
- e. 試合・練習に於いて活動を妨げて和を乱す場合
- f. 第8条にある審判資格を有しない場合

第11条（理事会を開催する場合）

理事会開催を要する重要な案件が起きた場合は以下の対応をするものとする。

- a. 公式戦に於いて一発レッドカードをもらった場合は、アザリートップは直ちにアザリー飯田理事会へ報告することを義務付けることとし、理事会でその後の対応を決めることとする。
- b. アザリートップでクラブ運営に関わる大きな問題が発生した場合は、緊急理事会を開催してその後の対応を決めることとする。

第3章 会計

第11条（クラブ会費）

アザリートップのクラブ会費は次に掲げるものとする。

a. 年会費

審判資格2級所有者	10,000円
審判資格3級所有者	20,000円
審判資格4級所有者	30,000円
無資格者	50,000円

年会費の内訳は運営諸経費とする。

10月以降の加入は半額とする。

b. 月会費

都度徴収とする。（交通費等実費分）

第12条（会費の納入）

クラブ会費は入会申込書提出時又は継続申込書提出時に納入するものとする。月会費は1回払（4月末日迄）4月から3月として納入する。納入はクラブ指定口座へ振り込み納入とする。

第4章

第13条（保険）

アザリートップの会員は、クラブが推奨するスポーツ保険に加入する。尚、保険料はアザリー飯田が支払うものとする。加入保険については別紙記載事項を確認するものとする。

第14条（責任）

アザリートップの活動中に起きた事故は、スポーツ障害保険の範囲内で責任を負う。

第5章

第15条（附則・改正）

附則 この規約は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。